|  |
| --- |
| 新　旧　対　照　表 |
| 新 | 旧 |
| 高知県立青少年センター使用料減免取扱要綱（趣旨）第１条　（略）（使用料の減免）第２条　（略）第３条　１～４（略）５　規則第７条第１項第５号の規定に基づき、条例別表第２の１に掲げる使用料を免除することができる場合は、大規模災害時において、社会福祉法人高知県社会福祉協議会が高知県との間で締結した「高知県災害ボランティア活動支援本部設置・運営等に関する協定書」の規定による「災害ボランティアセンターバックヤード拠点（以下「ＢＹ拠点」という。）に関する確認書」に基づき、ＢＹ拠点として使用する場合とする。（減免承認通知の例外）第４条　（略）附　則　（略）附　則この要綱は、令和７年２月20日から施行する。 | 高知県立青少年センター使用料減免取扱要綱（趣旨）第１条　（略）（使用料の減免）第２条　（略）第３条　１～４（略）（新設）（減免承認通知の例外）第４条　（略）附　則　（略）　 |